

厚木市全国スポーツ大会等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競技スポーツの推進、生涯スポーツの普及振興及びスポーツを通じたまちのにぎわいの創出を図るため、広く市民が観覧できるスポーツ大会及びスポーツイベント（以下「大会等」という。）を開催する団体に対し、予算の範囲内で厚木市全国スポーツ大会等開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる大会等は、市内で開催するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表第1の大会区分の欄に掲げる規模の大会であって、予選会（厳正かつ明確な基準による推薦を含む。）による参加制限があるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、別表第2の大会区分の欄に掲げる規模の大会であって、交流を目的とする大会
- (3) 次のいずれにも該当するスポーツイベント
 - ア スポーツの推進及び普及振興並びにスポーツによるまちのにぎわいの創出を目的とするものであって、市が後援するもの
 - イ 延べ300人以上の入場者数及び参加者数を見込んでいるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 営利を目的とする大会等を開催する場合
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とする大会等を開催する場合
- (3) 厚木市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象となる大会等にかかる事業費の2分の1以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる大会等の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる大会 別表第1に定める額
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる大会 別表第2に定める額
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる大会 100,000円

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費

- (5) 通信運搬費
- (6) 保険料
- (7) 使用料及び賃借料

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

大会区分	金額	備考
国際大会規模	300,000 円	複数の国から代表選手の参加があるもの
全国大会規模	300,000 円	24 都道府県以上から代表選手の参加があるもの
東日本大会規模	150,000 円	9 都道府県以上から代表選手の参加があるもの
関東大会規模	100,000 円	4 都道府県以上から代表選手の参加があるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

大会区分	金額	備考
国際大会規模	300,000 円	海外 5 箇国以上から、選手が来日して開催するもの
関東大会規模 以上	100,000 円	4 都道府県以上又は全国各地から選手の参加があるもの